

関東地方整備局総合評価審査委員会規則を次のように定める

平成 17 年 9 月 28 日

平成 18 年 5 月 26 日

平成 20 年 2 月 8 日

平成 21 年 3 月 24 日

平成 23 年 6 月 1 日

最終改定 令和 5 年 2 月 28 日

関東地方整備局長

関東地方整備局総合評価審査委員会規則

(趣 旨)

第 1 条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第9条第1項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(令和元年10月18日閣議決定)第2の4、8に基づき、関東地方整備局が発注する工事、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等(以下、「工事等」という。)に関し、工事の総合評価落札方式及び技術提案・交渉方式、建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式並びに役務の提供等の総合評価方式及び企画競争(以下、「総合評価方式等」という。)における競争参加者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 工事等における総合評価方式等の実施方針に関すること。
- 二 工事等における総合評価方式等の技術提案の共通する評価方法(評価項目、評価基準及び得点配分等)に関すること
- 三 工事等の個別の評価方法に関すること。
- 四 工事等における総合評価方式等の技術提案の審査・評価に関すること。
- 五 工事の総合評価落札方式における技術提案に基づいて予定価格を作成する場合の予定価格の作成方法や考え方に関すること。
- 六 工事の総合評価落札方式における落札者決定の考え方に関すること。
- 七 工事等の技術提案・交渉方式の適用の可否及び価格等の交渉段階における交渉の合意内容及び予定価格の算定の考え方などに関すること。

(委員会の委員等及び任期等)

第3条 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

2 委員会は、委員11人以内で組織する。

- 3 委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識経験を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。
- 4 委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）の任期は、2年とする。
- 5 委員等は、再任することができる。
- 6 委員等は、非常勤とする。
- 7 委員等の氏名及び職業は、公表するものとする。

（委員長）

第4条 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎年度1回開催するほか、必要に応じ委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

（委員会等の設置）

第6条 委員会に、次の表の左欄に掲げる委員会、分科会及び専門部会（以下、「委員会等」という。）を置き、これらの委員会等の事務は、委員会の事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	事 務
総合評価審査小委員会	工事等の本官契約（分任官契約を除く契約）に係る第2条三号から六号の事務
総合評価審査分科会	工事等の分任官契約（会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官が行う契約をいう。）に係る第2条三号から六号の事務
技術提案・交渉方式専門部会	工事等の技術提案・交渉方式に係る第2条三号、四号、七号の事務

2 委員会は、委員会等の審議をもって委員会の審議とすることができる。

3 委員会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

（委員の除斥）

第7条 委員等は、第2条二号から七号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（秘密を守る義務）

第8条 委員等は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるものの他、本委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成17年9月28日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成18年5月26日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成20年2月8日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成21年3月24日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成23年6月1日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、令和5年2月28日から適用する。

関東地方整備局総合評価審査委員会

委員名簿

委員

芦谷 典子	東洋大学 経済学部 総合政策学科・大学院公民連携専攻	教授
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院	教授
楓 千里	オフィスかえで	代表
	元 國學院大學 観光まちづくり学部	教授
金子 雄一郎	日本大学 理工学部 土木工学科	教授
五艘 隆志	東京都市大学 建築都市デザイン学部 都市工学科	教授
滝澤 美帆	学習院大学 経済学部	教授
全 邦釘	東京大学大学院 工学系研究科	特任教授
早野 公敏	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院	教授
松本 由香	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院	教授
村野 昭人	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科	教授
小島 茂	埼玉県県土整備部長	

専門委員

勝地 弘	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院	教授
竹内 康	東京農業大学 地域環境科学部	教授

(令和8年4月1日時点)